

## 議案第4号

新居浜市個人情報保護条例及び新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市個人情報保護条例及び新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市個人情報保護条例及び新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(新居浜市個人情報保護条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市個人情報保護条例(平成19年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち新居浜市個人情報保護条例第2条に1号を加える改正規定中「第23条第1項及び第2項」を「第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」に改める。

第3条のうち新居浜市個人情報保護条例第33条の改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは

条例事務関係情報提供者」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は平成29年5月30日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、情報提供等記録の定義等について、所要の条文整備を行うため、本案を提出する。